

## 1 計画の策定にあたって

### 1 計画の位置付け

- 再犯防止推進法第8条第1項に規定する「地方再犯防止推進計画」として策定。
- 「千葉市基本構想」及び「千葉市基本計画」の理念や 将来像との整合を図るとともに、各分野の福祉に関し、共通して取り組む事項等を定める計画である地域福祉計画と一体的に策定。

### 2 計画期間

- 令和9年度から令和14年度【6年間】

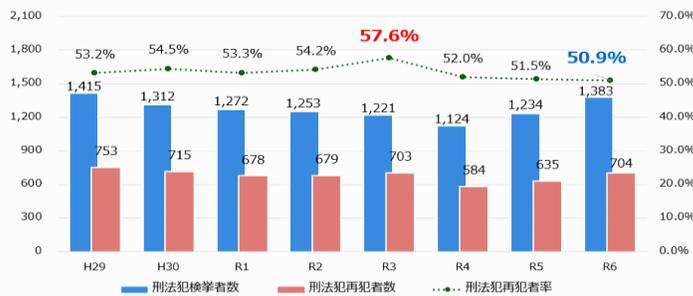
### 3 支援対象者

- 再犯防止推進法第2条第1項の規定に基づく「犯罪をした人等（犯罪をした人又は非行少年若しくは非行少年であった人をいう。）」

### 4 基本方針

- 犯罪をした人等も地域社会の一員として孤立することなく、誰もが住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らせるよう、市民に身近な行政機関として、再犯の防止等に関する取組みを推進する。
- 国・県等の関係機関や民間の団体等との 緊密な連携協力を確保し、あらゆる人と共に歩む「誰一人取り残さない」社会の実現に向けて取り組む。
- 国・県等との適切な役割分担を踏まえて、必要な支援を切れ目なく実施することにより、再犯の防止につなげる。
- 再犯の防止等に関する取組みは、犯罪被害者等の存在を十分に認識して行う。

## 2 再犯防止を取り巻く状況



・刑法犯検挙者数は、平成29年以降おおむね減少傾向にあったが、令和5年から増加に転じている。

・刑法犯再犯者率は、平成29年以降、おおむね横ばいで推移している。なお、分母となる刑法犯検挙者数が増加したことで、令和6年の再犯者率は平成29年以降最小の割合となった。

## 4 計画の推進に向けて

### 1 計画策定の効果～つなぐ意識の醸成

既存サービスを再犯防止の視点で見直し、職員や地域に意識を浸透させ、犯罪をした人等を支援に「つなぐ」役割を強化する。

### 2 計画の推進体制

庁内連携や関係機関とのネットワークを強化し、切れ目なく就労・住居・福祉等の支援を行い、犯罪をした人等の社会復帰を促進し、安全で安心な地域社会の実現を目指す。

### 3 計画の評価

刑事司法機関や支援団体等で組織される「千葉市再犯防止にかかるネットワーク会議」において協議した計画の進捗等の報告を受け、地域福祉専門分科会において総合的な評価を行う

## 3 施策の推進

### 1 犯罪をした人等の社会復帰に向けた包括的な支援体制の整備

関係機関と連携し、犯罪をした人等が抱える複雑な生活課題を包括的に支援し、地域に定着するまで切れ目なく支援できる体制を整備する。

### 2 (1) 就労・住居の確保のための取組み

犯罪をした人等が地域で安定して生活できる就労環境と住居を確保し、生活基盤を整えることに資する取組みを掲載

【参考：第一次計画の掲載事業】

・就労のための取組み：5事業 ・住居確保のための取組み：8事業

### 2 (2) 保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組み

保健医療・福祉サービスを必要とする人が地域で安心して自分らしい生活を営めるよう支援することを後押しする取組みを掲載

【参考：第一次計画の掲載事業】 9事業

### 2 (3) 非行の防止・学校と連携した修学支援等のための取組み

非行の未然防止や早期立ち直りの課題のほか、修学による社会復帰を支援することを促進する取組みを掲載

【参考：第一次計画の掲載事業】 5事業

### 2 (4) 犯罪をした人等の特性に応じた支援等のための取組み

高齢、障害、依存症、子ども・若者等の特性に応じた支援につながる取組みを掲載

【参考：第一次計画の掲載事業】 7事業

### 2 (5) 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進等のための取組み

地域社会における「息の長い」支援のため、更生保護ボランティアや民間団体等の民間協力者との連携を深め、再犯の防止等の活動に資する取組みを掲載

【参考：第一次計画の掲載事業】 9事業

### 2 (6) 国・民間団体等との連携を強化するための取組み

「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、再犯防止に関する推進体制を構築し、関係機関との連携強化を図ることを狙いとした取組みを掲載

【参考：第一次計画の掲載事業】 1事業